

乙、漸次に合同の機運を進めるニト。

三、總同盟本部に運動の実情と産業的性質に鑑みて次の部門を設立。

一、金屬部 二、鐵山部 三、交通運輸部 四、紡工

業部（是れは將來の組合の發展に伴つて適宜に分離すること）此部門に依つて所屬産業別組合を統制する。同一地方の同種産業別組合が合同の前提として地方協議會を設くるやうに全国的な同種産業別組合の全國的協議會を設くるニト。

四、各産業別組合は地方聯合又は地方同盟に加盟のこと。

五、地方同盟會の地域の決定。

六、支部、支部聯合、組合、地方聯合會、地方同盟會、本部等の諸機關の權限職能と有機的連絡を規定するニト。

七、本部に上記四産業部門と同列に組織部を新設し現存の爭議部、政治部の權限を擴大して更に會長、主事、會計と常任執行機關を、

構成す（以上の構成^後にて二部門の兼備を妨げず但し會計のみは兼任を許さず）以上は大會に於て選任す組も直接と間接とは、便宣に從ふ、出版、教育、調査、國際、職業紹介の各事務部門は往來の如くにして、實際上の成績を擧ぐる為に有給者二名若しくは三名を置く。

八、本部から綜合機關紙を發行するニト。

現立の「勞働」「労働者新聞」「鐵山勞働者」は或は往來の「總同盟會の會報」として月一回の程度で發行するか、或は、獨力發行し得る組合は組合報として會報を發行するか、若し組合で獨力發行する場合は、同盟會の會報を其の組合は取らなハこと、ナラ。

九、組合（支部）地方聯合會、地方同盟會等の規約は可及的統一するニト、役員の選任は、當該組合、聯合會、同盟會に於て選出し而して其選出したものを本部に於て承認任命すると云ふ形式をとること。

十、本部から支部に至るまで各部門の機關役員は恰も身體構造の